

美郷町議会基本条例  
逐条解説

秋田県美郷町議会



## 目 次

1	美郷町議会基本条例の構成	2
2	議会に関する法体系	3
3	逐条解説	7
	前文	7
	第1章 総則	
	第1条 (目的)	9
	第2章 議会及び議員の活動原則	
	第2条 (議会の活動原則)	13
	第3条 (議員の活動原則)	15
	第3章 町長等と議会の関係	
	第4条 (町長等と議会の関係)	17
	第4章 町民と議会の関係	
	第5条 (広報の充実)	18
	第6条 (広聴の充実)	19
	第5章 議会運営の原則	
	第7条 (議長及び副議長の選出)	21
	第8条 (政策等の立案及び提言)	23
	第9条 (委員会の活動原則)	24
	第10条 (議会改革の協議の場の設置)	28
	第6章 議会及び議会事務局の体制整備	
	第11条 (議員研修の充実)	29
	第12条 (議会事務局の機能強化)	30
	第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇	
	第13条 (議員の政治倫理)	31
	第14条 (議員定数)	32
	第15条 (議員報酬)	34
	第8章 災害時の対応	
	第16条 (災害時の対応)	36
	第9章 最高規範性及び見直し手続き	
	第17条 (最高規範性)	38
	第18条 (他の条例等との関係)	39
	第19条 (見直し手続き)	40

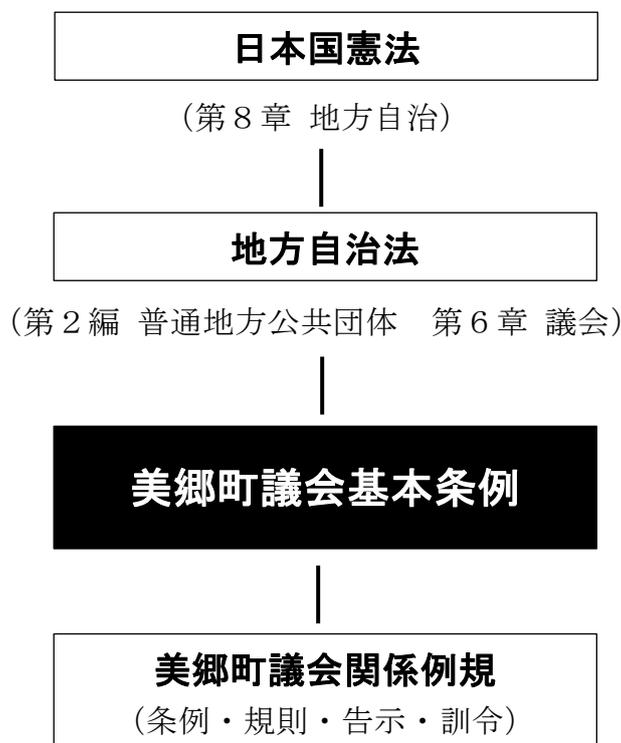
## 1 美郷町議会基本条例の構成

議会基本条例とは、「議会の組織及び運営の方針と基本的ルールを定める条例」<sup>注</sup>であるとされ、本町の基本条例は、前文のほか、次の9章19条で構成しています。

注：磯崎初仁、自治体政策法務講義（改訂版）、第一法規、平成30年、64頁

前文	第1章 総則 第1条 目的	第2章 議会及び議員の活動原則	第2条 議会の活動原則
			第3条 議員の活動原則
		第3章 町長等と議会の関係	第4条 町長等と議会の関係
		第4章 町民と議会の関係	第5条 広報の充実
			第6条 広聴の充実
		第5章 議会運営の原則	第7条 議長及び副議長の選出
			第8条 政策等の立案及び提言
			第9条 委員会の活動原則
			第10条 議会改革の協議の場の設置
		第6章 議会及び議会事務局の体制整備	第11条 議員研修の充実
			第12条 議会事務局の機能強化
		第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇	第13条 議員の政治倫理
			第14条 議員定数
			第15条 議員報酬
		第8章 災害時の対応	第16条 災害時の対応
		第9章 最高規範性及び見直し手続き	第17条 最高規範性
			第18条 他の条例等との関係
			第19条 見直し手続き

## 2 議会に関する法体系



### 【条 例】

地方公共団体が、地方自治法第2条第2項の事務について、その地方公共団体の議決を経て制定する法のこと。

#### ※地方自治法

(条例)

- 第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。
- 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

## 【規 則】

---

地方公共団体の長等が、その権限に属する事務について制定する例規のこと。

所管の行政機関に対する命令であって、行政機関の内部的な規範であり、原則として法規たる性格を有しない。

### ※地方自治法

(規則)

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

## 【告 示】

---

公の機関が指定、決定などの処分その他の事項を公式に広く一般に知らせる行為又はその行為の形式の一種のこと。

告示は、法律上の性質により、①「行政上の処置としての性質を有する告示」と、②「事実の通知行為としての性質を有する告示」に区分される。

議会に関連する「告示」は、①のうち、行政規則としての性質を持つ告示である。

## 【訓 令】

---

令達文書の種類で、上級機関の有する指揮監督権に基づいて、上級機関が下級機関に対して発令する命令のこと。

※「条例」「規則」「告示」「訓令」の解説は、次の書籍を参照（一部引用）。  
地方自治法規事務研究会、条例・規則作成の手引、第一法規株式会社、平成19年、3-19頁

## 【条 例】

- 美郷町議会議員定数条例  
（平成20年9月16日条例第28号）〔法第91条第1項〕
- 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
（平成16年11月1日条例第30号）〔法第203条〕
- 美郷町議会の定例会の回数を定める条例  
（平成16年11月1日条例第4号）〔法第102条第2項〕
- 美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
（平成16年11月1日条例第42号）〔法第96条第1項第5号及び第8項〕
- 美郷町議会委員会条例  
（平成16年11月10日条例第156号）〔法第109条〕
- 美郷町議会事務局設置条例  
（平成16年11月10日条例第157号）〔法第138条第2項〕
- 美郷町議会議員の政治倫理に関する条例  
（平成22年12月20日条例第36号）
- 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例  
（令和5年3月7日条例第1号）
- 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例  
（令和5年6月5日条例第14号）
- 美郷町議会基本条例  
（令和6年6月3日条例第20号）
- 美郷町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例  
（令和6年6月3日条例第21号）

## 【規 則】

- 美郷町議会会議規則  
（平成16年11月10日議会規則第1号）〔法第120条〕
- 美郷町議会傍聴規則  
（平成16年11月10日議会規則第2号）〔法第130条第3項〕
- 美郷町議会広報の発行に関する規則  
（平成25年9月5日議会規則第2号）

## 【告 示】

- 美郷町議会の運営に関する基準  
(平成17年12月1日議会告示第1号)
- 美郷町議会災害対策会議設置要綱  
(平成29年8月29日議会告示第3号)

## 【訓 令】

- 美郷町議会事務局処務規程  
(平成16年11月10日議会訓令第1号)
- 美郷町議会図書室規程  
(平成16年11月10日議会訓令第2号)
- 美郷町議会議員の政治倫理に関する条例施行規程  
(平成22年12月20日議会訓令第1号)
- 美郷町議会議員記章規程  
(平成25年9月5日議会訓令第1号)
- 美郷町議会の個人情報保護に関する条例施行規程  
(令和5年4月1日議会訓令第1号)
- 美郷町議会議員被服等貸与規程  
(令和5年6月1日議会訓令第2号)
- 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程  
(令和5年6月5日議会訓令第3号)
- 美郷町議会議長及び副議長の選出に係る所信表明会開催要領  
(令和6年6月5日議会訓令第2号)

## 【その他】

- 美郷町議会申し合わせ事項
- 美郷町議会議員申し合わせ事項
- 美郷町議会議員互助会会則 (平成16年11月10日)
- 美郷町議会議長交際費支出基準 (平成28年1月1日)
- 美郷町議会議長交際費公表基準 (平成28年1月1日)
- 美郷町議会における災害時行動マニュアル
- 美郷町「森林・林業・林産業活性化推進議員連盟」会則 (平成22年3月5日)
- 「議長、副議長及び4委員会の委員長による情報交換会」開催要項 (令和5年12月14日)

※例規名 (発令月日・番号) [根拠法令] の順に記載 (法=地方自治法)

### 3 逐条解説

(前文)

奥羽山脈のすそ野、仙北平野に広がる田園風景と湧き水、そして秋田の豪雪地に、わたしたちの美郷町はある。

美郷町議会は、豊かな自然、歴史、文化とともに生きる美郷町民の健康で幸せな暮らしと、町の発展を目指す。

地方分権<sup>※1</sup>の時代、自治体の自主的な決定と責任がますます大きくなる今日、議会は二元代表制<sup>※2</sup>の一翼を担い、町としての最良の意思決定を導く使命が課せられている。

さらには、議会機能を十分に駆使し、自由闊達な討論を通して、施策の論点を町民に公開することが役割でもある。

このような中、町民の多様な意見を反映しうる合議体<sup>※3</sup>としての議会づくりを通じ、町民の信頼と負託に応えていくことを決意する。

わたしたち美郷町議会は、持続可能な豊かな地域社会の形成のため、地方自治法の遵守の下、町執行機関との緊張感の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公平性と透明性の確保、議会活動を支える体制整備等について、この条例を制定する。

#### [解説]

前文は、例規の題名の次に置かれ、その例規の制定の趣旨や基本原則等を述べるものです。

- 本条例の前文では、美郷町民の健康で幸せな暮らしと町の発展を目指すに当たっての、議会の使命を確認しています。
- また、議会として町民の信頼と負託に応えていく決意を示しています。
- この使命と決意のもと、議員の自己研鑽と資質の向上、公平性と透明性の確保、議会活動を支える体制整備等を定めるものです。

## [用語]

### ※1 地方分権

地方分権改革は、平成5年6月の衆参両院における憲政史上初の「地方分権の推進に関する決議」が可決されたことに始まっています。

これにより、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）、国と地方の協議の場の法制化など、法改正等により、これまで数多くの具体的な改革が行われてきました。

※詳細は、全国町村議会議長会編、議員必携 第12次改訂新版、学陽書房、令和5年、4-10頁を参照のこと。

### ※2 二元代表制

地方公共団体の議会の議員と長を、それぞれ住民による直接選挙で選ぶ制度のことです。

公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関である議会と、議会の議決を経た上で事務を執行する地方公共団体の長による執行機関が、互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場で、地方自治の適正な運営を実現しようとするものです。

### ※3 合議体

複数の構成員が話し合い、決定する組織のことです。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく町民の負託に的確に応え、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

**[解説]**

本条は、議会基本条例（以下「本条例」という。）全体の内容と目的を定め、本条例を解釈し、運用する場合の指針とする2点を定めています。

(1) 1点目は、二元代表制の下で、合議制の機関である美郷町議会が担うべき役割を明らかにしようとするものです。

○ 二元代表制とは、地方公共団体の議会の議員と長を、それぞれ住民による直接選挙で選ぶ制度のことです。

「住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関である」議会と、「議会の議決を経た上で諸々の事務を執行する」地方公共団体の長による執行機関が、「互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場と地位」で、地方自治の適正な運営を実現しようとするものです。

○ また、合議制とは、複数の構成員が話し合い、決定する制度のことです。

住民を代表する公選の議員が集まって話し合い、議会の権限※<sup>1</sup>を行使します。

○ こうした制度のもとに、議会は、地方公共団体の政策形成過程に参画し、予算、契約、条例等の審議において「具体的な政策の最終決定」を行うとともに、議会の議決を経た上で行われている事務が、適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを住民の立場に立って行う

「行財政運営の批判と監視」という、2つの役割（使命）を果たす必要があります。

※（1）中の「」内は、全国町村議会議長会編、議員必携 第12次改訂新版、学陽書房、令和5年、10-13頁より引用

- (2) 2点目は、議会と議員の活動に関する基本的な事項を定め、それぞれの機能を強化し、発揮していくことで、町民福祉の向上と、公正で民主的な町政の発展に寄与しようとするものです。
- 議会と議員の活動に関する基本的な事項は、活動原則として、本条例第2条及び第3条にそれぞれ規定しています。
  - 地方自治とは、地方のことを自ら治めることを意味し、地方自治の本旨とは、国から独立した地方公共団体がその判断と責任で行う「団体自治」と、その事務処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う「住民自治」の、2つの自治を確立することです。
  - また、町民福祉の向上とは、狭義の福祉ではなく、地方公共団体が町民の生活に必要な様々な政策を実施し、町民の生活水準の向上、健康や安全の確保などを実現することです。
  - 町民全体の代表者としての責任を与えられ、任せられた議員及び議会として、町民の期待に沿うような活動を通して、地方公共団体の長による執行機関とともに、町民福祉の向上と、公正で民主的な町政の発展に寄与するよう努める必要があります。
  - また、この条例の目的を達成するため、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに議員全員に条例の内容を周知徹底し、議員自ら研さんに努める必要があります。

## [用語]

### ※1 議会の権限

議会の権限を大別すると、おおむね、次の12に分けられます。

- (1) 議決権
- (2) 選挙権
- (3) 検査権
- (4) 監査の請求権
- (5) 意見書提出権
- (6) 調査権
- (7) 自立権
- (8) 同意権
- (9) 承認権
- (10) 請願、陳情を受理し、処理する権限
- (11) 報告、書類の受理権
- (12) 議員派遣

出典：全国町村議会議長会編、議員必携 第12次改訂新版、  
学陽書房、令和5年、44頁

## [関連法律]

### 日本国憲法

(地方公共団体の機関)

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

### 地方自治法

(議会の設置)

第89条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。

- 2 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
- 3 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）による町政運営が適切に行われているかを監視すること。
- (2) 公正性及び透明性を確保し、町民に分かりやすい議会活動を行うこと。

**[解説]**

本条では、議会の活動原則として、次の2号を定めています。

- (1) 第1号は、二元代表制の趣旨を踏まえて、美郷町における適切な行政運営を確保するために、議会が常に行政を監視・評価していくことを定めています。

○ 町長その他の執行機関とは、それぞれ独自の執行権限をもち、その担任する事務の管理及び執行に当たって自らの意思決定に基づいて行う機関を指し、本町では次の機関となります。

- ・ 町長（普通地方公共団体の長）
- ・ 教育委員会
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 農業委員会
- ・ 監査委員
- ・ 公平委員会<sup>※2</sup>

※2 本町は、美郷町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（平成16年11月1日）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を秋田県に委託しています。

○ こうした執行機関が、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を適切に行っているかを監視し、その成果等について評価します。

(2) 第2号は、議会の活動について、公正性及び透明性を確保し、町民に分かりやすい活動を行うことを定めています。

○ 議会の活動は、すべてにおいて偏りがなく等しい扱いをすること、かつ、議会における意思決定過程などが町民からよく見えるようにすることが必要です。

○ また、議会における様々な活動を広く情報発信し、町民に分かりやすい、開かれた活動を行うことが必要です。

## **[用語]**

### **執行機関**

地方公共団体には、執行機関として、首長（都道府県知事、市町村長）のほか、委員会又は委員を置くこととされています。

（地方自治法第138条の4第1項）

## **[関連法律]**

### **地方自治法**

（委員会、委員及び附属機関の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 町民の意見を的確に把握し、諸課題の調査研究及びその解決に努めること。
- (3) 自らの資質向上に努め、研さんを積むこと。
- (4) 一部団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

**[解説]**

本条では、議員の活動原則として、次の4号を定めています。

- (1) 第1号は、意思決定機関としての議会が、意思決定の妥当性と説得力を高めるために、議員間の自由な討議を積極的に行うことを定めています。
  - 議会が、言葉で意思や意見を表明し、議論によって物事を決める場であること、町民を代表する公選の議員が集まって話し合い、その権限を行使する合議制の機関であることを認識することが必要です。
  - その上で、議会の意思決定に当たっては、議員同士の十分な議論に基づく合意形成が求められることから、自らの発言を丁寧に行うとともに、各議員の多様な意見を尊重しながら、自由な討議を重んじることが必要です。
- (2) 第2号は、議員が町民の代表者として、町民の声を町政に反映させていくために、多様な町民の声を的確に把握し、諸課題の解決に努めることを定めています。

○ 議員は住民の直接の選挙によって選任されることから、住民全体の代表者であり、奉仕者であることを認識し、多様な住民の声を真摯に聴き、的確に把握することが必要です。

○ その上で、「議員がただ単に、住民の声と心を代弁するだけの役割に終始するだけでなく、一步踏み出して、常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声を汲み取りながら議論を重ねて」諸課題の調査研究を積極的に行い、その解決に向けた取り組みを行うことが必要です。

※「」内は、全国町村議会議長会編、議員必携 第12次改訂新版、学陽書房、令和5年、13頁より引用

(3) 第3号は、議員が自らの資質向上に努め、研さんを積むことを定めています。

○ 議員は、選挙によって選ばれた住民の代表であることを常に自覚し、その負託に応えられるよう、自己の資質や能力の向上に努めるとともに、知識を深め、意識改革することが必要です。

(4) 第4号は、議員が住民全体の代表者であり、奉仕者であることから、住民全体の福祉の向上を目指して活動することを定めています。

○ 「住民が議員を選挙するに当たっては、自分個人の利害のみの立場に立つのではなく、同時に全体としての利害をも考え」、町全体の立場に立って一票を投じています。

※「」内は、全国町村議会議長会編、議員必携 第12次改訂新版、学陽書房、令和5年、12頁より引用

○ 選挙において自らの選挙母体となった一部の団体や地域の代表という立場に立っての活動だけでなく、全体としての利害をも考え、町全体の立場に立った活動をする必要があります。

○ また、町が主催する公的行事等に出席し、二元代表制の下での議会の議員として、その職責を果たす必要があります。

(町長等と議会の関係)

第4条 議会は、二元代表制の下、町長等と常に緊張ある関係を保ちつつ、議論を尽くし、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

### [解説]

本条では、二元代表制の下での、町長をはじめとする執行機関と議会との関係において、議会に求められている役割を果たしていくことを定めています。

- 議会と町長は、ともに町民の直接選挙によって選ばれた町民の代表であり、議決権を有する議会と執行権を有する町長は互いに対等な関係にあり、自治体運営の車の両輪として、相互に緊張ある関係を持つことが必要です。
- 町長その他の「執行機関を公正に眺め、厳正に批判し、行財政執行上の重要事項について、適正で公平妥当な結論を見出してこれを決定するのが議事機関」であり、議会です。
- 「執行機関に近づき過ぎて一つになってしまつては、批判も監視も適正な政策判断もできない」ことになります。
- 逆に、議員が執行機関より「離れすぎては、適切な行政執行の正しい検証はできないし、また、非難や批判はできても、議会の使命である正しい批判と監視はできない」ことになります。
- こうした関係にあつて、議会は、活発な議論を通して、議事機関としての役割を果たしていく必要があります。

※「」内は、全国町村議会議長会編、議員必携 第12次改訂新版、学陽書房、令和5年、350頁より引用

(広報の充実)

第5条 議会は、広報紙その他多様な情報媒体を有効に活用し、議会の活動状況を町民に分かりやすく、かつ、速やかに伝えるとともに、積極的な情報発信に努めるものとする。

### **[解説]**

本条では、多くの町民から議会と町政に関心を持ってもらえるよう、議会側からの積極的な情報発信による、広報の充実に努めることを定めています。

- 議会の活動状況は、公開されている本会議、原則公開とされている委員会以外は傍聴等の機会がなく、それ以外の活動も含め、議会側から町民への積極的な情報発信が必要です。
- また、馴染みのない議会の活動を、町民にわかりやすく伝えること、そして、速やかに伝えることが必要です。
- 広報の手段は、情報の受け手の見やすさや即時性などを考慮し、紙媒体の広報紙の発行のほか、インターネットのホームページ、SNSその他多様な情報媒体を活用することが必要です。

### **[主な広報活動]**

- 広報紙「みさと議会だより」の発行（年4回）
- 広報紙「みさと議会だより お知らせ版」の発行（年4回）
- 美郷町公式ホームページによる議会活動の周知及び会議録の公開など（随時）
- 美郷町公式LINE、Facebook、X（Twitter）、FMラジオなどによる本会議の日程周知など（随時）

(広聴の充実)

第6条 議会は、町民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限にいかして、議会への町民参加の推進に努めるとともに、町民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

### **[解説]**

本条では、町民の多様な意見を把握し、議会での審議に反映していくため、議会への町民参加の推進と、町民と議会が意見交換する場を多様に設けることを定めています。

- 本町議会では、これまで、町民の意見や要望を把握するため、町内の全行政区の住民との懇談会や、各種団体との意見交換会を開催してきました。
- 今後は、若者や女性、子育て世代など、これまで意見交換の場への参加が少なかった方々の参加を推進し、町民の多様な意見を積極的に把握することが必要です。
- その上で、明確になった課題の解決に向け、調査研究を積極的に行い、議会での審議に反映させるよう努めることが必要です。

## [これまでの広聴活動]

### 住民と議会との懇談会

	対 象	開催回数	開催会場	参加人数
平成18年度	—	各地区3会場×1回	9会場	33人
平成19年度	—	各地区3会場×1回	9会場	46人
平成20年度	—	各地区5会場×1回	15会場	71人
平成21年度	行政区	各地区3会場×1回	9会場	54人
平成22年度	行政区	各地区3会場×2回	18会場	160人
平成23年度	行政区	各地区3会場×2回	18会場	180人
平成24年度	行政区	各地区3会場×2回	18会場	129人
平成25年度	行政区	各地区3会場×1回	9会場	58人
平成26年度	行政区	各地区3会場×1回	9会場	76人
平成27年度	行政区	各地区3会場×1回	9会場	62人
平成28年度	行政区	各地区3会場×1回	9会場	99人
平成29年度	行政区	各地区3会場×1回	9会場	65人
平成30年度	行政区	13行政区	8会場	69人

### 各種団体との意見交換会

	団体の名称等	参加人数
平成27年度	美郷町商工会青年部	17人
	若手農業者（若手農業者の集い、JA秋田おばこ青年部、JA秋田ふるさと金沢支部青年部）	22人
平成28年度	若い世代との意見交換会（商工会青年部、JA秋田おばこ、JA秋田ふるさと）	29人
	千畑地域自治組織連絡協議会	—
平成29年度	千畑地域自治組織連絡協議会	—
令和 元年度	美郷町PTA連合会	13人
	美郷町商工会女性部・JA女性部 （JA秋田おばこ、JA秋田ふるさと）	20人
令和 2年度	美郷町商工会青年部OB会	10人
令和 3年度	美郷町商工会青年部OB会	9人
令和 4年度	美郷町商工会青年部OB会	9人
令和 5年度	美郷町商工会青年部OB会	9人
	秋田おばこ農業協同組合女性部	9人
	美郷町社会福祉協議会	5人

(議長及び副議長の選出)

第7条 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにしなければならない。

2 前項に関し必要な事項は、要領で別に定める。

### [解説]

本条では、正副議長の選出に当たって、町民に開かれた議会とするため、選出過程の透明化を図ることを定めています。

- これまでの正副議長の選出は、本会議での選挙の宣告後すぐの投票によって行われてきました。
- これは、正副議長選挙における公職選挙法の一部準用を定める地方自治法第118条において、立候補制を定める公職選挙法第86条の4は、準用の対象外とされているためです。
- しかしながら、町民に開かれた議会とするためには、正副議長の選挙もまた、議員を選んだ町民にその選出過程を明らかにする必要があります。
- そのため、正副議長の職を志願する議員に対して、公開の場で所信を表明する機会を設け、選出過程の透明化を図ります。
- なお、所信表明に関する手続き等は、美郷町議会議長及び副議長の選出に係る所信表明会開催要領（令和6年美郷町議会訓令第2号）で定めています。

## [関連法律]

### 地方自治法

(議長及び副議長)

第103条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

(選挙の方法、指名推選及び投票の効力の異議)

第118条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

2 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

3 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

4 一の選挙を以て2人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

5 第1項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から21日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から21日以内に裁判所に出訴することができる。

6 第1項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を付けてこれを本人に交付しなければならない。

(政策等の立案及び提言)

第8条 議会は、政策及び施策（以下「政策等」という。）立案機能の強化に努めるとともに、必要に応じて政策等を立案し、町長等に対し提言するよう努めなければならない。

### **[解説]**

本条は、地方分権の進展や町民の多様な意見・要望に応えるため、必要に応じて、議会として政策及び施策（以下「政策等」という。）を立案し、町長等に提言していくことを定めています。

- 行政が取り組む政策及び施策は、町民の多様な意見と要望を踏まえたものであることが必要です。
- そのため、議会としての行政執行の監視や評価にとどまらず、第6条で定めた議会としての広聴活動等を通して明らかになった課題の解決に向けて、議員同士が議論を尽くしながら、積極的に政策等を立案することが必要です。
- また、立案した政策等は、町長等に対して積極的に提言していくことが必要です。
- こうした政策等を立案するために、議員の能力の向上及び議会の立案機能の強化に努める必要があります。

(委員会の活動原則)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、調査研究活動を充実強化し、議会における政策等の立案を積極的に行うものとする。

**[解説]**

本条は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の活動について、調査研究活動を充実強化し、政策等の立案を積極的に行うとする活動原則を定めています。

- 社会経済情勢等により生じる行政課題は、複雑化・専門化してきています。
- 委員会は、複雑化・専門化する行政課題に対応するために、議会の内部機関として、本会議で付託された事件の審査及び所管事務の調査を行います。
- 議会が町政の諸課題に迅速かつ的確に対応するためにも、委員会の調査研究活動を充実強化する必要があります。
- また、委員会の調査研究活動を踏まえ、議会における政策等の立案を積極的に行う必要があります。
- なお、常任委員会及び議会運営委員会は、調査研究活動や政策等の立案に当たって、連携協力して対応するとともに、議長、副議長及び各委員長による情報交換会を開催し、情報共有を図ることとしています。

## [美郷町議会の委員会]

### 1 常任委員会

執行機関の部門別に所管を持ち、その所管に属する事務の調査並びに議案及び請願、陳情等を審査する権限を有する常設の委員会をいいます。

本町議会では、次の3つの常任委員会が設置されています。

(美郷町議会委員会条例第2条)

#### (1) 総務産業常任委員会

総務、財政、税務、企画、農林、農地、商工、観光、労働、土木、建築、都市計画、住宅、上下水道その他ほかの委員会に属さないものに関する事項

#### (2) 教育民生常任委員会

教育、文化、厚生、社会福祉、保健衛生、消防その他の教育民生に関する事項

#### (3) 議会広報常任委員会

議会広報紙その他の広報に関する事項

### 2 議会運営委員会

議会運営に関する諸般の協議・調整を行うとともに、議長の諮問機関としての役割を果たす常設の委員会をいいます。

おおむね、次に掲げる事項について協議します。

〔美郷町議会委員会条例第5条  
美郷町議会の運営に関する基準第141条〕

#### I 議会の運営に関する事項

- (1) 会期及び会期延長の取扱い
- (2) 会期中における会議日程
- (3) 議事日程
- (4) 議席の決定及び変更
- (5) 発言の取扱い（発言順序、発言者、発言時間等）
- (6) 議事進行の取扱い

- (7) 説明員の出席の取扱い
- (8) 議会の施設の取扱い（議員控室、傍聴席等）
- (9) 議長、副議長の選挙の取扱い
- (10) 一般質問の取扱い
- (11) 緊急質問の取扱い
- (12) 特別委員会設置の取扱い
- (13) 委員会の構成の取扱い
- (14) 委員会の閉会中の継続審査（又は調査）の取扱い
- (15) 議長、副議長及び議員の辞職の取扱い
- (16) 休会の取扱い
- (17) 議会内の秩序の取扱い
- (18) 議案の取扱い
- (19) 動議の取扱い（修正動議を含む。）
- (20) 議員提出議案（条例、意見書、決議）の取扱い
- (21) 町長の不信任決議の取扱い
- (22) 議員の資格の取扱い
- (23) 特殊な請願、陳情の取扱い
- (24) その他議会運営上必要と認められる事項

## II 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

- (1) 会議規則、委員会条例の制定、改正
- (2) 議会事務局設置条例の制定、改正
- (3) その他規則、条例等これに類すると認められる事項

## III 議長の諮問に関する事項

- (1) 議会の諸規程等の起草及び先例解釈運用等
- (2) 傍聴規則の制定、改正
- (3) 常任委員会間の所管の調整
- (4) 慶弔等に関する事項
- (5) 海外研修に関する事項
- (6) 広聴に関する事項
- (7) その他議長が必要と認める事項

### **3 特別委員会**

議会が特定の事件を審査又は調査するために必要があると認めるときに、その都度、議会の議決で設置し、当該事件の審査又は調査が終了するまで、臨時に設置される委員会をいいます。

本町議会では、毎年度、次の2つの特別委員会が設置されています。

(美郷町議会委員会条例第6条)

#### **(1) 予算特別委員会**

次年度当初予算の審査（3月議会定例会）

#### **(2) 決算特別委員会**

前年度決算の認定の審査（9月議会定例会）

(議会改革の協議の場の設置)

第10条 議会は、議会の在り方を検証し、議会改革に取り組むため、必要に応じて協議の場を設けることができる。

**[解説]**

本条は、議会が自ら議会のあり方を検証し、議会改革（議会活性化）に取り組む際、必要に応じて協議の場を設置できることを定めています。

- 本町議会では、これまで、次のとおり議会改革に関する協議の場を設置し、それぞれテーマを設定し、協議・決定してきました。

設置期間	協議の場の名称	主なテーマ
平成23年12月16日 ～ 平成25年9月5日	議会活性化検討会 (座長：議会運営委員長)  開催：7回	・通年議会 ・会期日程、一般質問通告時期 ・費用弁償 ・議会広報特別委員会の見直し など
平成26年3月11日 ～ 平成29年8月29日	議会のあり方・政策等調査会 (会長：議会運営委員長)  開催：13回	・議員定数 ・議員報酬 ・委員会構成（必要数） ・決算特別委員会の設置と進め方 ・災害対策会議の設置 など
平成30年8月27日 ～ 令和2年9月30日	議会のあり方検討会 (座長：議長)  開催：2回	・一般質問のあり方 ・委員会構成 ・議会基本条例 など
令和4年9月13日 ～	議会活性化検討会 (座長：議長)  開催：19回 (令和6年6月末時点)	・議員定数 ・議員報酬（費用弁償含む） ・特別委員会のあり方 ・議会基本条例 ・議員報酬等の特例条例 ・議会のデジタル化 など

(議員研修の充実)

第11条 議会は、議会の機能強化及び議員の政策等立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

### [解説]

本条は、議会の機能強化と、議員の能力向上を図るため、議員研修の充実に努めることを定めています。

- 町長等による「行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視」し、評価する議会の機能を強化するためには、議会として監視及び評価する議員の能力の向上が必要です。

※「」内は、全国町村議会議長会編、議員必携 第12次改訂新版、学陽書房、令和5年、11頁より引用

- また、議会として町長等の執行機関に政策等を提言するに当たっては、議員が政策等を立案する上で必要となる能力の向上が必要です。
- そのため、各種団体が主催する研修会に積極的に参加するとともに、本町議会として、定期的な研修会の開催に努める必要があります。

(議会事務局の機能強化)

第12条 議会は、議会及び議員の政策等の形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化に努めるものとする。

**【解説】**

本条は、議会及び議員の活動を補佐する議会事務局の調査及び法務機能の強化に努めることを定めています。

- 本条例では、議会が町民の声を的確に把握し、行政の監視・評価や積極的な政策等の提言を通して、議会の責務を果たしていくことを規定しています。
- 議会及び議員が政策等の立案や提言を行うに当たっては、議会及び議員の活動を補佐する議会事務局の役割も重要となります。
- そのため、議会及び議員の依頼に基づく調査研究能力の向上や、法制に関する知識の充実強化に努める必要があります。

(議員の政治倫理)

第13条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、美郷町議会議員の政治倫理に関する条例（平成22年美郷町条例第36号）を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

**【解説】**

本条は、町民の代表者としての議員は、その自覚と倫理観をもって職務を遂行することを定めています。

- 本町議会では、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする「美郷町議会議員の政治倫理に関する条例」（平成22年美郷町条例第36号）を制定し、これを遵守することとしています。
- 議員は、町民の代表者であり、町政の意思決定機関である議会の構成員として、町の発展や町民の福祉向上に携わっています。
- そのため、公正で高潔な高い倫理的な義務が課せられていることを深く自覚して職務を遂行するとともに、議会人としての品位の保持に努めることが必要です。

(議員定数)

第14条 議員の定数は、議会としての機能を果たすにふさわしいものとするを基本とし、美郷町議会議員定数条例（平成20年美郷町条例第28号）により定めるものとする。

2 議員定数の改正についての検討をするときは、町政の現状、課題、将来予測等を十分考慮するとともに、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに行うものとする。

**[解説]**

本条は、議員定数の根拠と改正を検討する際の基本的な考え方を定めています。

- 第1項では、議員定数は、美郷町議会議員定数条例（平成20年美郷町条例第28号）で定めることを規定しています。
- 第2項では、第1項で規定する「議会としての機能を果たすにふさわしい」定数とする基本的な考え方を踏まえ、今後、議員定数の改正の検討をする際は、町政の現状、課題、将来予測等を十分に考慮することとしています。
- また、改正を検討する時期については、議員の一般選挙後の任期開始後と明確化し、できるだけ速やかに行うこととしています。

## [議員定数の推移]

定 数	期 間	備 考
48人	平成16年11月1日 ～平成17年9月30日	・合併時 ・市町村合併による在任特例期間
22人	平成17年10月1日 ～平成21年9月30日	条例改正：平成20年9月定例会 (定数22人→18人)
18人	平成21年10月1日 ～平成25年9月30日	
	平成25年10月1日 ～平成29年9月30日	
16人	平成29年10月1日 ～令和3年9月30日	条例改正：平成28年6月定例会 (定数18人→16人) 改正理由：人口減少 平成27年は20,802人で、前回(平成20年)改正時の年度末の人口から1,610人(7%)減少。
	令和3年10月1日 ～令和7年9月30日	
14人	令和7年10月1日 ～	条例改正：令和5年9月定例会 (定数16人→14人) 改正理由：人口減少 人口減少の推移及び今後の推計を踏まえ、議会議員も削減する必要があると判断したため。

(議員報酬)

- 第15条 議員報酬は、町民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年美郷町条例第30号）により定めるものとする。
- 2 議員報酬の改正についての検討をするときは、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状、課題、将来予測等を十分考慮するとともに、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに行うものとする。
- 3 議員が長期にわたって議会活動を行うことができない場合は、議員報酬の減額を行うものとし、減額に関し必要な事項は、条例で別に定める。

**【解説】**

本条は、議員報酬の根拠と改正を検討する際の基本的な考え方、議員の長期欠席時の報酬減額に関して定めています。

- 第1項では、議員報酬は、「町民の負託に応える議員活動への対価」であることを再認識するとともに、美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年美郷町条例第30号）で定めることを規定しています。
- 第2項では、第1項で規定する「議員活動への対価」であるという基本的な考え方を踏まえ、今後、議員報酬の改正の検討をする際は、町政の現状、課題、将来予測等を十分に考慮することとしています。
- また、改正を検討する時期については、議員の一般選挙後の任期開始後と明確化し、できるだけ速やかに行うこととしています。
- 第3項では、議員が療養等の理由により長期にわたって議会活動を行うことができない場合、議員報酬の減額を行うことを規定しています。

- また、費用弁償の減額に関し必要な事項は、条例で別に定めることとし、美郷町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和6年美郷町条例第21号）を、令和6年6月に制定しています。

### [議員報酬の推移]

(円)

期 間	議 長 (月額)	副議長 (月額)	議 員 (月額)	費用弁償 (日額)
平成 16 年 11 月 1 日 ～ 平成 19 年 3 月 31 日	300,000	275,000	265,000	2,700 ※ <sup>1</sup> (1日につき)
平成 19 年 4 月 1 日 ～ 平成 20 年 9 月 15 日	288,000	264,000	255,000	2,700 ※ <sup>1</sup> (1日につき)
平成 20 年 9 月 16 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日				2,700 ※ <sup>2</sup> (1日につき)
平成 25 年 4 月 1 日 ～ 現在				—
令和 6 年 4 月 1 日 ～	288,000	264,000	255,000	1 k m 当たり 37 円 ※ <sup>3</sup> (自宅から参会場所 までの交通費実費)

※1 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会

※2 議会運営委員会、特別委員会

※3 本会議、美郷町議会委員会条例（平成16年美郷町条例第156号）に規定する委員会、美郷町議会会議規則（平成16年美郷町議会規則第1号）に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場、同規則第128条第1項に規定する議員の派遣

(災害時の対応)

第16条 議会は、災害等緊急事態の発生に際し、美郷町議会災害対策会議設置要綱（平成29年美郷町議会告示第3号）に定めるところにより、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

### **[解説]**

本条では、災害等の緊急事態が発生した際の議会の対応を定めています。

- 本町議会では、平成29年8月、美郷町議会災害対策会議設置要綱（平成29年美郷町議会告示第3号）を制定し、災害等が発生した際、議会に災害対策会議を設置し、必要な対応を行うことや、議員の対応を定めています。
- この「災害対策会議」は、町の災害対応業務が円滑に推進できるよう「側面支援」を原則としています。
- 議員は、この要綱のほか、「美郷町議会における災害時行動マニュアル」に基づき、その役割を踏まえた適切な対応に努める必要があります。

### **[関連例規]**

美郷町議会災害対策会議設置要綱 ※一部抜粋

(側面支援の原則)

第2条 災害対策会議は、町の災害対応業務が円滑に推進できるよう側面支援を原則とする。

(組織)

第4条 災害対策会議は、議長及び副議長並びに議会運営委員会、総務産業常任委員会、教育民生常任委員会及び議会広報常任委員会の各委員長をもって組織する。

2～5 (略)

(災害対策会議の所掌事務)

第5条 災害対策会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 災害情報を収集・整理し、議員へ提供を行うこと。
- (3) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (4) 町対策本部へ提言を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第6条 議員の対応は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を災害対策会議に連絡し、連絡体制を確立すること。
- (2) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて災害対策会議に報告すること。
- (3) 災害対策会議から情報提供を受けること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

### **【解説】**

本条では、本条例が本町議会の運営における最高規範として位置付けられることを定めています。

- 本条例が議会運営における最高規範であることから、議会に関する他の条例、規則、規程等は、本条例と整合していなければなりません。
- そのため、本条例の趣旨等に違反する議会の他の例規の制定はできないことを規定しています。

(他の条例等との関係)

第18条 議会は、議会に関する他の条例等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例の規定との整合性を図るものとする。

**【解説】**

本条では、議会に関する他の条例、規則、規程等を制定又は改廃する場合は、本条例の趣旨等を踏まえ、整合性を図っていくことを定めています。

(見直し手続き)

第19条 議会は、議員の一般選挙後及び適切な時期に、この条例が守られ、目的が達成されているか、議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

## **[解説]**

本条では、本条例の見直し手続きを定めています。

- 本条例が施行された後も、社会情勢の変化や町民の意見等を踏まえ、本条例の目的達成のため、必要に応じて条例の見直しが必要です。
- 議会は、本条例が守られ、第1条の目的が達成されているか、議員の一般選挙後と、それ以外の必要があると認める適切な時期に、議会運営委員会で検討することが必要です。
- なお、本条例の検討は、できるだけ毎年10月から11月までの間に行うものとします。
- その結果を踏まえ、必要に応じて条文の見直しなど、適切な措置を講じるものとします。
- こうした経過を踏まえ、本条例を改正する場合は、本会議で議案を提案する際、改正に至った理由及び背景を、詳しく説明する必要があります。



美郷町議会基本条例 逐条解説

令和6年7月

秋田県美郷町議会